

## 第3回 十日町市総合計画審議会 議事録

◆日時 令和7年8月12日(火) 午前9時30分～午前11時30分

◆会場 十日町市役所防災庁舎2階 大会議室

◆出席者 委員30名中22名出席

◆議題 (1) 第三次十日町市総合計画 基本構想(案)について

資料1、資料3、当日配布資料

(2) 第三次十日町市総合計画 前期基本計画(案)について

資料2、資料3、参考資料1、参考資料2

(3) その他 資料4

・第4回審議会について

### 【配付資料等】

- ・第3回十日町市総合計画審議会 座席図
- ・十日町市総合計画審議会 委員名簿
- ・資料1 第三次十日町市総合計画 基本構想(案)
- ・資料2 第三次十日町市総合計画 前期基本計画(案)
- ・資料3 質問に対する回答一覧表
- ・参考資料1 第三次十日町市総合計画 前期基本計画 施策構成
- ・参考資料2 個別施策の見方
- ・資料4 第4回審議会について
- ・当日配布資料 地域別の振興方針

## 1 開会

(事務局 田辺課長)

定刻となりましたので、これより「第3回十日町市総合計画審議会」を開催させていただきます。本日はご多用の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。司会を務めさせていただきます、企画政策課長の田辺と申します。よろしくお願いいたします。

今回の第3回審議会につきましては、当初7月を予定しており、委員の皆様にご案内していたところですが、7月に開催できず、本日となりました。開催が延期になったことにつきまして、お詫び申し上げます。

本日の第3回審議会から具体的な案のご審議となります。2時間の長丁場となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは開会にあたり、総合計画審議会の宍戸会長からごあいさつをお願いいたします。

## 2 開会あいさつ

(宍戸会長)

皆様、おはようございます。第3回を数えます十日町市総合計画審議会でございますが、課長さんからもお話がございましたとおり、本日から中身の詰まった議論に入ることになります。

本日は大きく二つございまして、一つは総合計画全体を示す基本構想の議論、もう一つは個別施策についての議論であり、何回かのパートに分けて行いますが、本日はパート1の部分になります。

長丁場であり、また中身の濃い議論になるかと思いますが、忌憚のないご意見をくださいますようよろしくお願いいたします。

## 3 委員紹介・事務連絡

(事務局 田辺課長)

ありがとうございました。

議事に入る前に、事務局からご連絡いたします。まず委員交代についてです。お一人変更がありましたので、交代委員のお名前を読み上げさせていただきます、委員の紹介とさせていただきます。委員名簿「No. 3 藤楨委員」様でございます。交代になられた委員につきましては、机上に配布しております委嘱状をもって交付とさせていただきます。委嘱期間は、第三次十日町市総合計画の策定の日までとなります。策定を令和8年1月と予定しておりますので、策定までの間、お力添えを賜りますようお願いいたします。

次に、本日ご欠席の委員についてです。委員名簿の「No. 4 富井委員」、「No. 9 桑原委員」、「No. 14 尾身委員」、「No. 15 坂口委員」、「No. 22 阿部委員」、「No. 24 杉浦委員」、「No. 25 鈴木委員」、「No. 28 田中委員」の8名が欠席となっております。

また、本日の会議は、議事録作成のため、録音させていただきます。確実に録音するため、ご発言時には、事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを使用させていただきますようお願いいたします。事務局からの連絡は以上となります。

それでは、さっそく議事に移ります。審議会規則に従いまして、宍戸会長から会議の議長をお願いしたいと存じます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

#### 4 議事

##### (1) 第三次十日町市総合計画 基本構想（案）について

(宍戸会長)

それでは、次第に従いまして、議事を進行してまいります。

次第2 (1)「第三次十日町市総合計画 基本構想（案）」についてです。事務局からの説明をお願いします。

(事務局 酒井係長)

～ **資料1**、**資料3**、**当日配布資料** に基づき説明 ～

(宍戸会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。事前に資料をお送りし、また、事前にご質問も頂戴いたしました。その質問に対する回答が資料3であります。この回答に対して追加で質問があるようでしたらお受けいたします。その後、審議の時間としてご意見を頂戴したいと思います。

それでは、まず資料3について、宮沢委員、川崎委員から事前にご質問を頂戴いたしました。が、いかがでしょうか。追加の質問はございませんでしょうか。

～ なし ～

再質問が無いようですので以上とし、ここから先は委員皆様から基本構想についてのご意見を賜りたく存じますが、いかがでしょうか。

10時半を目途に議論を進めようと思います。ご意見をどうぞ。

(井口委員)

「序論第3章3人口減少と少子高齢化の進行」について、「若者世代の転出抑制」とありますが、高学歴化の中、若者の多くが進学により市外へ流出している現状があります。転出理由に「就職」を理由としたものもあるとは思いますが、高卒で市外、県外へ就職する者はごく限られており、現実的には学生は社会的自立をしていないため、実家（親元）に住民票を置いたまま市外、県外の大学等へ進学し、卒業後の「就職」という社会的自立をもって住民票異動を行っているのが実情だと思います。「若者の転出抑制」とすると、大学等への進学を抑止するという理解になってしまうのではないのでしょうか。むしろ市内出身学生に卒業・就職を機に地元へ帰ってきてもう「Uターン施策」が必要であると思います。4行目に「IJターンの促進」はあるが「Uターンの促進」が謳われていないのも何か意図があるのでしょうか。また、外国人材の受け入れが「IJターンの促進」と同義であるのかも疑問です。

また、「4多様な人材の確保・活用」について、「労働環境の見直しや多様な人材の活用が社会全体で求められており」とありますが、多様な人材の活用として「外国人労働者の受け入れ」が先頭にあり、「女性・高齢者の労働参加」が後になっています。市民感情的には順番が逆であると思います。市民の方が働き、また働く意欲を持っている女性や高齢者の労働参加の促進

をしっかりと行ったうえで、不足する分のところは外国人労働者を受け入れていくという考え方が筋であると思います。また、女性、高齢者のほか、障がい者、ひとり親世帯、介護を抱えている世帯の方など、働くことに制約がある方を受け入れ、地域の労働力を確保し、それでも足りない部分は外国人労働者を求めるという考え方になると思います。

(根津委員)

井口委員に関連しますが、「転出抑制」について、少し対策的なものが入ってほしいと思います。仕事がないので、子供たちは大学を卒業しても帰ってくるできないというのが大きな人口減少に繋がっていると考えます。ですので、このところを少し検討いただきたいと思います。

また、二地域居住の促進とありますが、若者が出て行って、こちらに住んでいなくても、帰ってきたときに自分の家があると、両方の住民票が取れるということもあると思いますので、そのところに関連しながらやっていければ良いと考えます。

(宍戸会長)

事実確認ですが、まだ住民票を取れるというものではないです。国で検討するということがあります。

続けていかがでしょうか。

(宮澤委員)

若者がここに留まれるのかというところが一つ大きな課題であると思っています。質問にも書かせていただき、回答では、減少に対しての対策が不足していたと記載されており、それは是非お願いしたいと思うが、地域に根付く、ここに居続けられる環境を作っていくための施策をしっかりと記載する必要があると考えます。また、向こう 10 年減る一方ですということだけで良いのかどうか、検討いただきたいと思います。

(佐野委員)

前回の審議会において、現状分析の中で、RESAS（リーサス）など客観的な国のデータを使うべきだというお話をさせていただきました。私も先ほど井口委員がおっしゃった意見と近い思いを持っています。RESAS（リーサス）では、十日町市の昼間人口、夜間人口があり、昼間人口が少ないです。県内でも少ない方であるようです。これは十日町市に住民票がありながら、例えば小千谷、長岡、南魚沼などに働きに行っている方が一定数いらっしゃる。明らかになったのが、この前の小千谷の半導体の会社が倒産した時です。数字は控えさせていただきますが、十日町市の住民票を持っている方がかなりいらっしゃいました。そういう方たちが十日町で仕事をしていけるような環境づくりをこれから取り組むべき重要な課題であると思います。この中でどのように表記するか、ここの部分ではないかもしれませんが、若者、外国人材の活用はもとより、十日町市に住民票がありながら、昼間、他の市に仕事に行かなければならないようなことを課題として捉えていただきたいと思います。

(宍戸会長)

ありがとうございます。たくさんのご意見を賜ったところでございます。多岐にわたるところではございますが、現時点における事務局の考え方を聞かせていただければありがたいです。

(事務局：田辺課長)

貴重なご意見ありがとうございます。様々なご意見をいただきましたので、事務局で整理さ

せていただきます。

佐野委員から RESAS（リーサス）のことについて、前回の審議会でご指摘いただきました。現状分析が大事であるということもあり、基本構想では記載のスペースも限られるため、基本計画の個別施策に、その背景となる数値データやアンケート調査結果等をグラフで示せるよう、庁内各課に作成をお願いしているところです。それを見ていただいた中でご意見をいただければと思います。

仕事についてであります。こちらでも前回ご意見をいただいているところであります。求人倍率を見ますと仕事を求めている企業がいっぱいあります。しかし、求人と求職のミスマッチがあり、仕事が無いように見られます。企業も募集しているが、人が集まらないといった現状があると思っています。

当市に住んでいて、小千谷市や近隣に通勤している方が必ずしも悪いというものではないと思っています。十日町市で働いていただければ良いとは思いますが、南魚沼市の方が十日町市で働いていることもありますので、そこは拘らなくて良いと考えますが、整理させていただきます。

事前にいただいた質問につきまして、Uターンの件は、転出抑制という表現に偏っていたところがありますので、整理をしたいと思います。

(宍戸会長)

その他、様々なご意見を賜りたいと存じます。9ページ以降の中身など、目指すまちの姿が示されたところでございますが、これに関するご意見なども賜りたいと存じます。いかがでしょうか。

(佐野委員)

「基本方針3安全・安心なまちづくり、(4)雪とともに生きるまち」について、若い人たちが高校卒業して都会に行く、私どもの世代では現役をリタイアしたような人たちが冬の雪が原因で雪がないところで暮らしたいということで転出をする、人口減少の一番の要因は十日町の豪雪という地勢にあるのではないかと考えています。その中で、この二つの項目でそれに対する考え方が整理されていますが、テーマに対しては物足りない気がしています。産業にとっても雪というのは会社の経費を大きくし、競争力が削られる大きな要因となります。例えば、十日町の田川から川治川の間、都市計画エリアでここは深井戸規制があり、井戸を掘りたくても20m以上の井戸は掘れなく、水による雪の処理ができない地区になっています。この深井戸規制の関する見直し、安心して生活できる除雪体制が重要であると考えます。十日町市の除雪の技術は高いと思いますが、除雪の業者が見つからないという現状もあります。雪は資源でもあり、十日町市の大きな魅力でもありますが、生活する企業活動を行う者にとっては大きな負担になっています。もう少しこのことを深く記載いただければと思います。

(宍戸会長)

ありがとうございます。今ほど「雪」、特に目指すまちの姿にも「雪とともに生きる。」と書いてありますので、雪についてのご意見を賜ったところでございます。資源でもあり阻害要因でもあるというご指摘でした。

他にご意見ございませんでしょうか。

(福嶋委員)

20 ページ、「活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち」に関連します。農業委員会では、農地を現在誰が耕作しているのか、この先 10 年続けられるかどうか、続けられない場合、誰に農地を引き継ぐのか、把握する作業を行っています。この作業で見えてきたのは農業者の高齢化です。組合を組織して集団で耕作するところも出てきていますが、面積のわりには少ない状況です。条件の良い田は引き受けられるが、中山間地では、水の問題、面積が小さい、法面が大きいと草刈りが大変、移動も長いなど、引き受けられないというところも出てきています。今、農業されている方も、引き受ける方も 60 代や 70 代で同じような年代となっています。

国では、AI、スマート農業など、次世代農業を進めていますので、若い方が農業を始めるには必要なことであると思います。しかし、農業を支える方は年配が多く、今後皆が同じように年を取っていきます。デジタルを使いこなせない方も農業では多いので、使いこなせるよう、講習会や講義という施策を盛り込んでいただきたい。

また、山間地では、クマ、イノシシ、シカなどが出ると観光としても影響がありますので、山林の整備の記載があると良いと思います。観光にも農業にも住民の暮らしにも必要と考えます。

この他、私は十日町総合高校の評議員をしており、先月、今年度の生徒の動向を説明する機会がありました。数字は覚えていませんが、十日町総合高校の生徒はわりと地元に残りたいと希望する方が多かったです。こうした生徒が地元に残れるようなものが、この基本構想にあると良いと思いました。

(井口委員)

まちづくりの方針を見ると、働き方の多様化、柔軟な働き方の受入れなどの施策が入っていないと感じました。事務局から話もありましたが、確かに、有効求人倍率としてみた時には、求人の数が上回っていて、仕事探しをしている方の数が少ないという実情はあります。とはいえ、ハローワークで登録している・相談をしている方は 1,000 人近くいます。求人は 1,200 件くらいありますので、求人倍率が 1.2 倍となるわけです。しかし、その 1,000 人が、なぜ就職できないのかといった場合に、やはり企業の働き方というところの考え方が、例えば「週 5 日、何時から何時まで」これを全て働いてもらわないと雇えませんという縛りといいますか、そういう働き方の形になっています。ところが、働く方からすると、家庭の事情、そういったものが色々ある中で、やはり毎日同じように働くことが難しい場合もあります。例えば、週に 5 日は無理だけど、週 4 日なら働けるといった場合にはそこでミスマッチになってしまうことがあります。ですので、その方に合わせた多様な働き方を企業からも柔軟に受け入れていただくことも検討する必要があると思います。例えば「稼ぐ力のある産業を育てる」の戦略 3 の 28 ページのあたりに、多様な働き方の醸成のような施策的なことを入れていただけると良いと思います。

合わせて、戦略 4、29 ページのところには若者や女性から選ばれるまちを目指すがありますが、今の若い方の働き方に対する概念が相当違ってきます。テレワークが発達する中で、時間的な拘束などではなく、やはり自由な時間に働きたいというニーズがあります。そうした働き方を受容することによって、若者や女性からも選ばれやすくなるということになると思いますので、柔軟な働き方という視点の施策があると良いと思いました。

(宍戸会長)

ただいま、重点戦略の5つの戦略に関連して、柔軟な働き方ということのご意見を賜ったところでございます。

私からも発言をお許しください。この重点戦略は、いわゆる国の地方創生2.0を受けたものと認識しております。そこで国の方針では政策の5本柱を受けて、十日町市としては重点戦略として5つの戦略があるという認識です。この戦略1からと、それまでに述べた総合計画の基本構想の4つの基本方針との関係はどのようにになっているか疑問を持ちました。私の認識では、縦串と横串の関係とっております。基本構想の4つの基本方針が縦串、それを横で通すように、国の地方創生2.0を受けた十日町市の5つの重点戦略が横串である。総合計画にも重点戦略にも載っているというような認識でいます。この認識が正しければ、マトリックス表のような縦串と横串の表を加えられると市民の方も理解しやすいと思います。

委員の皆様、いかがでしょうか。基本構想(案)についてたくさんのご意見を頂戴したところでございます。本日いただいたご意見を基に、事務局で修正等し、次回の第4回審議会で、答申案をお示ししますので、その内容でよいかどうか、答申案を作っていきたいと思っております。

## (2) 第三次十日町市総合計画 前期基本計画(案)について

(宍戸会長)

それでは、次に移ります。次第の2(2)になります。第三次十日町市総合計画前期基本計画(案)ですが、基本構想を受けた具体的な個別施策になります。4つの基本方針のうち、本日はパート1としまして、基本方針1に係る個別施策を審議してまいります。

事務局から説明をお願いします。

(事務局 酒井係長)

～ 資料2、資料3、参考資料1、参考資料2 に基づき説明 ～

(宍戸会長)

ありがとうございました。時間の都合もありますので、次からはポイント絞って説明をお願いします。

ただいま、政策1に係る4つの個別施策についての説明でありました。高橋委員から事前にご質問がありましたが、追加するご質問はございませんでしょうか。

(高橋委員)

施策No.1についての対象年齢について質問させていただきました。回答は4歳児から18歳までを想定されているとのことですが、こどもまんなか社会という「こども」は実際いくつまでが対象なのでしょう。

(子育て支援課 田村課長)

昨年度策定した十日町市こども計画では、こどもは0歳から18歳までと定めております。

(宍戸会長)

それは、法律ですか？国ですか？それとも十日町市ですか？

(子育て支援課 田村課長)

十日町市として、こどもの対象年齢は、この対象として対応しようと決めたところです。

(宍戸会長)

十日町市として、こどもは0歳から18歳までとして捉えているわけですね。

(子育て支援課 田村課長)

そのとおりです。

(高橋委員)

私の認識が間違っているかもしれませんが、こども計画の策定に関わる委員をしておりますが、策定の過程では、もう少し上の年齢まで対象にしなければならないとされていたと思いますが、いかがでしょうか。

(子育て支援課 田村課長)

「こども」とそれ以上の「若者」とで区別し、こども計画では29歳までを対象にし、支援していくこととして策定したところです。

(高橋委員)

ありがとうございました。施策 No. 1 に当てはまるのかどうか、項目が多く分かりませんが、安心してこどもを産み育てられるまちで、こどもまんなか社会という中で、一番大事にしなければいけないのは、18歳から30歳くらいまでのここで生きている人達なのではないかと思っています。実際に我が家の息子は21歳と22歳で、実家で暮らし、市内で働いています。しかし、あの子達の思いはものすごく、それが一切知られない状況です。転出しないためにも、こども達の思いをしっかりと聞いていただけると良いと思います。

(宍戸会長)

ありがとうございます。続けていかがでございましょうか。

(福嶋委員)

質問ですが、学校の放課後児童クラブのことです。十日町市では小学校4年生まで利用可能の認識で合ってますでしょうか。4年生までの決まりの理由があったら教えてください。なぜかと言いますと、5年生、6年生はひとり親家庭でも共働き家庭でも、希望しても十日町市は4年生までということで、家で留守番している家庭もあります。大きくなってからこそその危険が男女問わずあると思います。女性は働きに出ていると遅くまで仕事をされる方も結構増えていきますので、安心してこどもを預けられるところがないと、女性も男性も安心して仕事ができなく、やさしいまちづくりに合っていないのかなと思います。

今後、これからの危険を踏まえて考えていただけたらと思います。

(子育て支援課 田村課長)

国では、放課後児童クラブは小学6年生まで預かるようにと推奨しております。しかし、十日町市として出来ない現状としては、人数が多く、預かる支援員の確保ができないという状況であり、当市としても課題として抱えております。委員のご意見も踏まえ、検討してまいります。

(宍戸会長)

他、いかがでございましょうか。

～ 意見なし ～

(宍戸会長)

時間の関係もありますので、次の政策に係る個別施策に移ります。事務局から説明をお願いします。

します。

(事務局 酒井係長)

～ 説明 ～

(宍戸会長)

事前質問された川崎委員、いかがでしょうか。

(川崎委員)

質問のことにに関して、学校教育の充実の個別施策で、「居心地の良い学級づくりを核として」という表現があり、それが学力向上と不登校・いじめの減少との関係で大事だと読み取れるわけです。しかし、ここに記述されている内容としては、学力の向上については、効果はあるようですが、いじめ・不登校については、書かれていません。回答としてはそれが基礎にあるとなっています。基礎にあるようであれば、やはり大事なことなので書くべきであると思います。

居心地の良い学校づくりはとても大事な施策であると思っており、これがあるから学力も向上するし、いじめ・不登校も減少すると私は捉えております。通級やスペシャルサポートルーム、校内の共通支援センターを作るなど、そうしたこども個々に応じた環境を用意してあげる体制が整備されつつある、それと相まって居心地の良い学級づくりが成果として出てきていると考えますので、表現をご検討いただきたいと思います。これが1点目です。

2点目は、まちづくり指標についてです。項目が3つあり、3つ目に、先ほど話しました居心地の良い学級づくりに関係する「学校で楽しく過ごしていると感じるこどもの割合」となっています。基本方針は人にやさしいまちづくりでありますので、この3つ目の項目を1番目とすることが良いのではと思います。まちづくりが学校で言う学級づくりであり、人にやさしい学級づくりになると思います。

(宍戸会長)

ありがとうございました。アウトプットとアウトカム観点からご意見を賜ったところですが、他、いかがでございましょうか。

～ なし～

それでは、次の政策に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局 酒井係長)

～ 説明 ～

(宍戸会長)

ただいま福祉関係の3つの説明がありました。委員の皆様からご意見を賜りたく存じますが、いかがでしょうか。

(高橋委員)

施策方針で全ての施策であります。施策No. 8には、「すべての市民が地域で安心して生活できるよう」とあり、『すべて』が前の施策にもありましたが、施策No. 8の『すべて』に違和感があります。そんなことできないよという私の気持ちが違和感を生んだと思いますが、他の施策の『すべて』は納得できますが、ここだけは違和感がありました。

(宍戸会長)

原案を作成された担当はどちらの所属でしょうか。

(福祉課 桶谷課長)

『すべての市民』というところの拘りはありませんが、目標と言いますか、目指すところは誰一人取り残さない、置いて行かれることがないような社会を目指すということから、『すべての市民』の表現を使っています。

(宍戸会長)

ありがとうございます。当局の考え方でございました。

他、いかがでしょうか。

私から恐れ入ります。施策 No. 9 の施策の方針について、意見が分かれるところかもしれませんが。方針の1行目、「人生の最期まで」という、何故あえて人生の最期、またこの字を使っているのか、でもあえて使う意味や理由があると思います。市民の方にもきちんと自分の人生を考えてほしいという意味やメッセージを込めての人生の最期という文言の用い方であれば良いのですが、理屈がないようでしたら、再考をお願いしたいと思います。意見として申し上げます。

(地域ケア推進課 小林課長)

「最期まで」というものは、この後に地域包括ケアシステムという言葉も出てきますが、国の表現にも合わせているところもあります。最期が人生を全うするという、死をイメージするなど、人によってネガティブなイメージをお持ちになるということもあります。ご意見として承りました。

(宍戸会長)

死が悪いわけではなく、人間いずれは死を迎えるわけですので、それを必要以上に遠ざけてしまうのはいかがなものかなと思います。文言を用いるのであれば、十日町市としてどういうメッセージを市民の皆様伝えるかということ念頭に置いて、使っていただけたらと思います。

他、いかがでございましょうか。

～ なし～

それでは、次の政策に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局 酒井係長)

～ 説明 ～

(宍戸会長)

事前質問をされた高橋委員、回答はこれでよろしいでしょうか。

(高橋委員)

リスクが高い人というところで、「関係機関と連携しながら」と回答にありますが、連携は可能なものでしょうか。起きたことに対して対策するよりも起きないように対策をしていくことの方が大事であると思います。どうして自殺に至ってしまうのか様々な理由がありますが、私の身近でも3人の方が自殺で亡くなっています。理由は仕事関係が多かったようです。そうしたところでの対策というのは企業全体や地域全体もありますが、十日町市民皆が学ぶことによって違ってくるのではないかと私は思っています。学び方も色々ありますが、私は日本産業カウンセラー協会の産業カウンセラーの資格を取りましたが、学びや人としての道徳でした。他にも同じような仏教の学びもまさにそれと同じと感じております。他にも色々学びはあると思いますが、自分の生きることを大切にする、自分を知るところからスタートと思

ます。私も絶望したこともいっぱいありましたが、今は花が咲いているのを見て綺麗だなと思えるようになりました。そんなことができるような市民が増えると自殺も減っていくのかなと思います。起きたことに対してではなく、起きないように対策をしていただけたらと思います。

(宍戸会長)

ありがとうございます。1つ目にどう連携するのかというご質問。2つ目はご意見として、自殺予防の市民への普及ということの観点から賜りました。

(健康づくり推進課 根津課長)

1つ目の関係機関との連携ですが、現状も連携していることはあります。弁護士会、医療機関、学校、ハローワークなど、いくつかの団体と毎年一度、自殺対策に関する意見交換の場を設けております。こうした機会を活用しながらさらなる連携を図っていきたいと思っております。また、ご意見の部分に対して、希死念慮や未遂歴のある方については、当然把握できますが、自殺された方と接点を持っていたかという、接点がない方が多い現状にあります。自殺者の傾向を見ますと、お年寄りが多いところもありますので、医療機関等との連携によって、医療機関からゲートキーパー的な立ち回りをしていただく連携を図っているところです。こうした現状分析を踏まえながら、連携できる期間を増やしていきたいと考えております。

(宍戸会長)

ありがとうございました。他の自治体の計画における表記との比較ですが、「自死」と表現している自治体もあります。十日町市でどう考えるか踏まえ、表現をご検討ください。意見として申し上げます。

他、いかがでしょうか。

(佐野委員)

今の話と関連しますが、働く人の健康を守っている市の産業保健センターでは、50人以上の規模の会社には委嘱が義務付けられています。また、健康診断では、医師会の皆さんと一緒にしながら、働く人の健康を守っているというように思っています。総合計画ですので、市とは直接的な関係は薄いかもしれませんが、団体の中に市産業保健センターの連携のようなことを是非入れていただければ良いと思います。

(宍戸会長)

ありがとうございました。他、いかがでしょうか。全体を通して言い忘れたことなどはございませんでしょうか。

(川崎委員)

事前に漢字の「子ども」について指摘いたしました。表記については、こども基本法と思えます。こども基本法のこどもはひらがなです。ここでのこどもは、心身の発達の過程にあるものという定義がされています。心身に発達の過程にあるもの、従って18歳や29歳など、そのような年齢で決めているわけではないのですが、しかし政策的に考えていくときは表現が難しいと思います。いずれにしても、心身の発達の過程にあるもの、配慮と言いますか、大事にしていくというのが国全体の動きとしてあるのだと思います。こうしたことを踏まえ、市民の方に、特に若い人に分かりやすい表現を心掛けていただきたいと思います。若者が計画を見て、「なるほど」となればすごいと思います。是非、分かりやすい表現を一つでも二つでも心掛けていただきたいと思いますというお願いでございます。

(宍戸会長)

若者を始め、市民の心を掴む計画は、計画屋として求められるところでございます。ご指摘ありがとうございます。

(根津委員)

目指すまちの姿が、「雪と生きる。大地に遊ぶ。」とドンと出てきました。雪と生きるということ、地域の資源として楽しむ雪というところが欠けているような気がします。また、「大地に遊ぶ。」とありますから、大地の芸術祭だけで良いのか、そのところが、せっかく目指すまちの姿が最初に出てくるのに、それがあまり感じられないような気がします。

例えば、魅力ある教育活動の推進の辺りに、資源としての十日町の雪は素晴らしい、遊ぶということなどを入れていただくと、この目指すまちの姿に繋がるのではと思います。基本方針2、3、4もありますので、この後の未来を創造するという表現もそうですが、目指すまちの姿を意識して、施策の方針に入れていただけるとありがたいです。

(宍戸会長)

ありがとうございました。時間が押していますので、前期基本計画（案）のうちの基本方針1に係る個別施策の審議は以上とさせていただきます。

### (3) その他 ・第4回審議会について

(宍戸会長)

それでは、次第3、その他になります。事務局から説明をお願いします。

(事務局 酒井係長)

～ **資料4**に基づき説明 ～

(宍戸会長)

ありがとうございました。何かご質問や確認しておくことがございますでしょうか。

次回は9月25日であります。特段、ご意見等がなければ、これで本日の議事は終了したく存じます。

～ なし ～

お忙しいところ、また2時間お付き合いくださいまして、どうもありがとうございました。

引き続き、ご審議のほどよろしく申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

## 5 閉会

(事務局 田辺課長)

宍戸会長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、忌憚のないご意見いただきまして大変ありがとうございました。皆様からのご意見は事務局で取りまとめさせていただきます、次回の審議会で答申案をお示ししたいと考えております。

それでは、以上もちまして、第3回審議회를終了といたします。ありがとうございました。

午前11時30分 閉会